

1. 加算の対象サービス・地域について

加算名	対象サービス	秋田県内の対象地域
①特別地域加算 (15%加算) ※サービス種類によって正式な名称は異なります	訪問介護 (介護予防)訪問入浴介護 (介護予防)訪問看護 (介護予防)訪問リハビリテーション (介護予防)居宅療養管理指導 (介護予防)福祉用具貸与 居宅介護支援(一部) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 (介護予防)小規模多機能型居宅介護 複合型サービス 訪問型サービス(独自)	別添「2. 特別地域加算 対象地域一覧」 (令和6年4月1日現在) のとおり
②中山間地域等における 小規模事業所加算 (10%加算)	同上	①を除く【県内全域】 (県内全域が豪雪地帯・特別豪雪地帯に該当するため) ※1月当たり延べ訪問回数が規定の回数以下、または規定の実利用者以下であること。
③中山間地域等に居住する者への サービス提供加算 (5%加算)	訪問介護 (介護予防)訪問入浴介護 (介護予防)訪問看護 通所介護 (介護予防)訪問リハビリテーション (介護予防)通所リハビリテーション (介護予防)居宅療養管理指導 (介護予防)福祉用具貸与 居宅介護支援 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 (介護予防)認知症対応型通所介護 地域密着型通所介護 (介護予防)小規模多機能型居宅介護 複合型サービス 訪問型サービス(独自) 通所型サービス(独自)	【県内全域】 (県内全域が豪雪地帯・特別豪雪地帯に該当するため) ※通常の実施地域を越えてサービス提供をしている必要があります。 ③の加算を算定する場合、通常の事業の実施地域を越えてサービスを行うことに要する交通費の支払いは受けられません。
※③中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(5%加算)は「介護給付費の届出に係る体制等状況一覧表」にチェック欄はありません ③の要件に該当する場合は、届出不要で算定可能です。		

2. 特別地域加算 対象地域一覧(令和6年4月1日現在)

市町村	振興山村 (山村振興法第7条第1項による指定地域)		厚生労働大臣が別に定めるもの (平成12年2月29日厚生労働省告示第54号)	
	全域	合併前市町村 ※1	全域	旧町村 ※2
秋田市		河辺町		岩見山内村
		雄和町		大正寺村
能代市		能代市		常盤村
		二ツ井町		種梅村、響村
横手市		大森町		八沢木村
		山内村	○	山内村
大館市		大館市		矢立村、上川沿村、長木村、十二所町
		比内町		大葛村
		田代町	○	早口町、山瀬村
湯沢市		湯沢市		須川村
		雄勝町		院内町、秋の宮村
		皆瀬村	○	皆瀬村
鹿角市				宮川村、曙村、大湯町、柴平村
由利本荘市		本荘市		小友村、石沢村、北打越村、松ヶ崎村
		矢島町	○	矢島町
		岩城町	○	亀田町、道川村
		鳥海町		直根村、笹子村
		東由利町	○	下郷村、玉米村
		大内町		上川大内村
大仙市		西仙北町		土川村
		協和町		荒川村、峯吉川村、船岡村
		南外村		外小友村
		太田町		長信田村
北秋田市		鷹巣町		栄村、七座村、沢口村、七日市村、綴子村
		森吉町		前田村
		阿仁町	○	大阿仁村、阿仁合町
		合川町		下小阿仁村
にかほ市		象潟町		上浜村、上郷村
仙北市		角館町		中川村、雲沢村、白岩村
		田沢湖町		田沢村、生保内村
		西木村	○	西明寺村、檜木内村
小坂町				七滝村
上小阿仁村	○			上小阿仁村
藤里町	○			藤琴村、粕毛村
三種町		琴丘町		上岩川村
		山本町		下岩川村
八峰町	○	八森町	○	八森村、岩館村
		峰浜村	○	沢目村、塙川村
五城目町				馬場目村、富津内村、内川村
井川町				上井河村
羽後町				元西馬音内村、田代村、仙道村
東成瀬村	○			東成瀬村
※1「合併前市町村」は平成11年3月31日時点の市町村。 ※2「振興山村」の「旧町村」欄は、振興山村法第7条第1項の規定による指定が旧町村単位で行われているため、旧町村名で表記。 現在の該当住所については、各市町村に問合せください。				